

<2か月で設定可能な訓練コース(令和2年2月時点)>

〇介護職員初任者研修対応コース(介護職員初任者研修修了)

| 哲研修対応コース(生活援助従事

②短時間コース

「短時間訓練」について、不安定な就労状態にある在職者の方も受講対 者となる(判断はハローワークが行います)よう拡大されます。また、 1日最短3時間での訓練の設定が可能となります。

💬 訓練コースの認定申請に関するお問い合わせ先



独立行政法人高龄·障害·求職者雇用支援機構 Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers





	① <u>短期間</u> コース	② <u>短時間</u> コース
概要	以下の要件を満たす実践コースが 短期 間 (2か月) で実施可能	以下の要件を満たす訓練コースが 短時間(月80時間) で実施可能
求職者にとっ てのメリット	これまでよりも短い期間で就職に役立つ資格が取得できる	・これまでの訓練よりも短い時間で就職に役立つ 資格が取得できる・仕事をしながらでも訓練が受講しやすくなる・育児や介護中でも訓練が受講しやすくなる
訓練校にとってのメリット	・空き教室をスポット的に活用できる・既存の訓練コース(最短3か月)との差別化が図れる	・夜間コースを設定するなど、 教室の空き時間を 有効に活用できる (例) 9~17時(社会人向け研修) 17~20時(求職者支援訓練(短時間コース))
受講対象者	全ての求職者が対象(主に雇用保険を 受給できない方) ※右記に該当する方を含む	ハローワークが受講の必要性を認めた次の方 ① 非正規労働者 (派遣、パート、アルバイト等で 雇用保険に加入していない方) ②求職者のうち育児や介護中の方 ③その他特に配慮を必要とする求職者
対象コース	次のいずれかの資格の取得を目指す実践コース ①介護職員初任者研修修了 ②生活援助従事者研修修了 ③医療事務に関する試験(表面※印参照)	全ての訓練コース ※左記に該当するコースを含む
訓練月数	2か月	・基礎コース 2~4か月 ・実践コース 3~6か月(※) ※左記に該当するコースの場合は2か月
訓練時間	月100時間以上 (原則1日5~6時間)	月80時間 以上(原則1日 3 ~6時間) (例)平日17~20時、土曜13~18時(週20h)
受講料	無料(※テキスト代は受講者から徴収することができます(上限16,500円(税込))	
訓練コースの 申込先	求職者の住所地を管轄する 八ローワーク	

※訓練コースの認定申請に関する問い合わせ、認定申請書の提出は愛知支部求職者支援課まで。

訓練実施奨励金(受講者1人あたりの月額)

訓練が適切に行われ、かつ、支給要件を満たす場合には、訓練実施後に受講者数や雇用保険適用 就職率に応じて、労働局から訓練実施奨励金が支給されます。

※詳しい支給要件については、愛知労働局にお問い合わせください。

- ① 基本奨励金 「求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給されます」
 - ●基礎コース 6万円 ×受講者数×月 ●実践コース 5万円 ×受講者数×月
- ② 付加奨励金 (実践コースのみ)

・ 求職者支援訓練の修了者などの就職実績が

一定水準以上である訓練実施機関に支給されます

修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額

35%以上60%未満 1万円 ×受講者数×月 60%以上 2万円 ×受講者数×月

③ 保育奨励金(託児サービス支援付訓練に限る)

児童1名あたり6万6千円を上限とした実費